

愛媛県特定希少野生動植物
コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画

保護管理事業計画

I 計画の基本方針

コガタノゲンゴロウは、コウチュウ目ゲンゴロウ科に属する水生昆虫で、成虫の体長は24～29mmあり、背面に緑色あるいは褐色を帯びた黒色で強い光沢がある。

本種は、1950年代後半から急激に生息数が減少しており、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」により、特定希少野生動植物に指定されている。県は、この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその生息地の整備等を図るため保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を円滑に推進するための計画であり、本種の生息状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、外来生物侵入や違法捕獲等の防止対策の強化を図ることにより、野生下で安定的に存続できる環境を保全することを基本方針とする。

II 生息地の課題と対策

県内のかつての生息地における本種の減少要因としては、1950年代の農薬汚染、水質汚濁、街灯の普及などが指摘されている。

また、外来種のアメリカザリガニやウシガエル等の生息による捕食圧の影響や、外来種による産卵基質植物の摂食、及びため池、水田環境の悪化が減少要因として考えられており、以下の対策が必要である。

1 生息地の維持

近年、県内全域でコガタノゲンゴロウの分布が確認されているが、その分布は点在的である。そのうち、現在のところ繁殖が確認され確実に生息していると考えられる地域は、愛南町の一部の水田地帯のみであり、ため池などの「越冬水域」と水田などの「繁殖水域」を移動しながら生息していることが確認されている。

越冬水域は、年間を通じて水量や水位が安定している水域（ため池、水路など）である。しかし、利用されなくなったため池や管理されなくなった水路などは、放置しておくことで乾燥化が進み、一定の水位や水域面積の維持が困難となり本種の生息地として適さなくなる。

繁殖水域は、地域の慣行栽培を実施している水田であり、栽培面積の維持が本種の保全に必要であるが、休耕が続き耕作放棄地となった場合、乾燥や木本類の侵入等で繁殖地として適さなくなる。

そのため、越冬水域と繁殖水域を一体的に捉えて、ため池等の維持管理と水稻栽培の維持を行うことが本種の保全対策として必要となる。

2 外来種対策

本種の減少要因として、オオクチバス、ブルーギル、ウシガエル、アメリカザリガニ、スクミリンゴガイなどの外来種による捕食及び産卵環境の悪化が懸念される。特にアメリカザリガニ、ウシガエル、スクミリンゴガイは、水田等の浅い水域にも侵入が可能であり、本種の産卵基質である水生植物の減少要因となり、本種の産卵が阻害される。

そのため、これら外来種の駆除等の対策が必要であり、県内で生息が確認されている地域においては早急な対策への取り組みが必要となる

III 保護管理事業

1 目標及び推進事項

本種は生息水域の生態系ピラミッドの高次消費者であり、本種の保全の実施は、生息地を取り巻く豊かな生態系の保全につながるものと考えられることから、本種の減少要因を軽減することを基本に、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

(1) 目標

- 現在の生息地及び生息環境の確保
- 外来生物の侵入による生息環境劣化の防止

(2) 推進内容

- モニタリング調査の継続と生息環境の維持
- 外来生物の侵入防止
- 新たな生息地の調査
- 関係機関等と事業者等の情報共有
- 条例の順守による保護対策
- 県民等に対する啓発活動

2 事業の区域

事業の区域は、本種の幼虫個体が確認されなおかつ当該地域で繁殖している可能性が高い「生息する地域」、及び単発的に成虫個体が確認された「生息の可能性のある地域」とする。

また、新たな地域で生息が確認された場合は、繁殖状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

3 事業の推進内容

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、本種の生息する地域等においては以下の対策を推進する。

(1) モニタリング調査の継続と生息環境の維持

コガタノゲンゴロウの安定した生息のためには、生息水域を確保するとともに共存する動植物等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

そのため、現在の生息地における本種の生息水域の分布状況や生息地の環境の変化等についてのモニタリングを継続的に行い、情報の収集及び蓄積を行う。

モニタリングの結果、生息状況または生息環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにしたうえで必要な対策を講ずる。

(2) 外来生物の侵入防止

外来生物の侵入等により、本種の個体群の存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、外来種放流禁止を明記した看板を設置し、放流者への警鐘と地元への啓発を促す。

併せて、地元自治体の広報等に外来生物導入を禁止する事項の掲載やパンフレット配布等を通して意識啓発に努めるとともに、生息水域の継続した監視等を行う。

(3) 新たな生息地の調査

モニタリング調査や情報提供により新たに生息地が確認された場合は、必要に応じて本種の繁殖状況等の調査を行う。

また、本種の繁殖が確認されている愛南町水田地帯の景観構造（生息地のどこにため池があるか、止水域ほどの程度あるか、土畦畔の水田ほどの程度あるのか等）の微妙な違いを景観生態学の視点を取り入れて分析・検討を行い、新たな生息地探索に努める。

(4) 関係機関等と事業者等の情報共有

市町、関係者及び関係団体等と密接に連携し、本種の生息状況や生物多様性に関する情報共有を行う。

また、本種の生息地や近隣の地域において開発等を行う事業者に対しては、上記内容を反映した地理情報システム（GIS）等の情報提供を行い、開発計画の早い段階から保全に配慮した調整を行う。

(5) 条例の順守による保護対策

本種の違法捕獲、生息環境の改変、生息地への外来生物の侵入等本種の存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、特定希少野生動植物の捕獲等を禁止するパンフレット配布等で意識啓発に努めるとともに、生息地の監視を強化する。

(6) 県民等に対する啓発活動

コガタノゲンゴロウの生息が知られていないために、その希少性に目が向かず生息域が減少してきた経緯があることから、これまで、県では「愛媛県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき「特定希少野生動植物」に指定するとともに、本種が生息する市町で観察会を開催し、地域住民や域外住民にコガタノゲンゴロウの重要性を周知してきた。

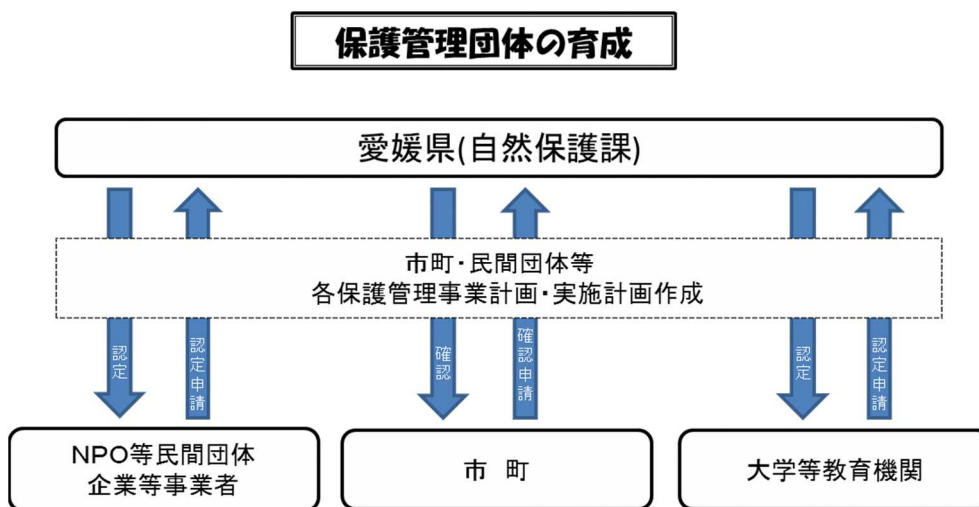
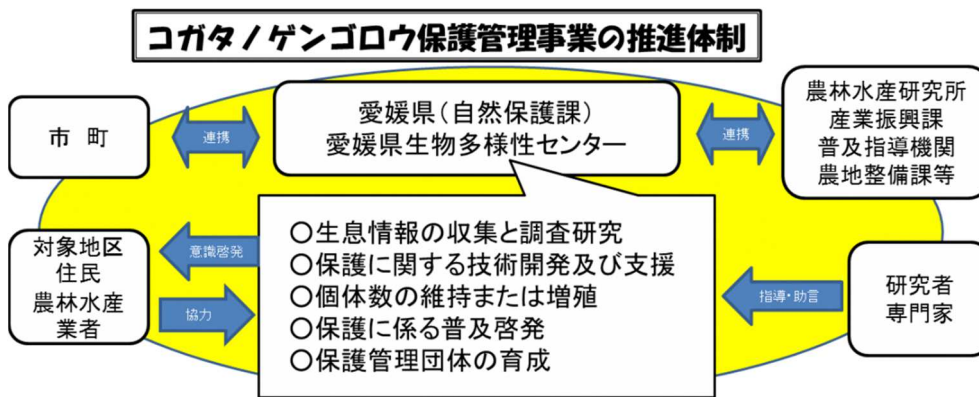
これらの取組は、次世代の子どもたちが地域固有の自然について理解し、また、その保護保全に関わることにつながり、コガタノゲンゴロウの保全の土台となるものであり、引き続き自然観察会等とおした啓発活動を実施する。

4 事業の推進体制

今後、本事業を実効性のあるものとするためには、関係行政機関、地域住民、事業者等の理解及び協力が不可欠である。

県では、下記の推進体制図のとおり、関係者・関係機関との連携及協力体制を整備し、引き続き調査や保護活動を実施する。

併せて保護管理団体の育成・支援を行いながら、本種の保護管理活動を推進する。



IV その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。